

農地中間管理事業における団地化要件詳細基準

制 定 令和5年4月3日
公益財団法人しまね農業振興公社

「公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程」（以下「規程」という。）に規定する団地化要件及び「農地売買等支援事業及び農地中間管理事業に係る団地化要件ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のⅢに規定する農地中間管理事業に係る詳細の取扱いについては以下のとおりとする。

1. 公益財団法人しまね農業振興公社(以下「公社」という。)が、規程第5条第1項に規定する農地中間管理権(以下「管理権」という。)を取得する農用地等の面積基準及び規程第7条第1項に規定する当該管理権を取得した農用地等を貸し付けた場合における貸付先の農用地等の面積規準の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 規程第5条第1項に規定する「おおむね50[㍓]以上の農用地等」とは40[㍓]以上とし、土地改良事業等の実施又は中間農業地域若しくは山間農業地域において農業経営を行う場合は、32[㍓]以上とする。

この場合、公社から一の農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)において対象農用地等を借り受ける又は受託する者の面積の合計が当該面積基準を満たしていれば足りるものとする。

その他、対象農用地等を借り受ける又は受託する者の農業経営の状況及び対象農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、案件毎に市町村及び農業委員会の意見を聴いて判断して決定するものとする。

(留意事項)

公社が管理権を取得する一の促進計画において当該面積基準を満たす必要はない。
 - (2) 規程第7条第1項に規定する「現に耕作を行っている農用地等(農作業を受託している農用地等を含む。）」について、図面等により当該農用地等の位置及び面積を市町村、農業委員会及び公社において特定することが困難な場合にあっては、新たに借り受ける又は受託する農用地等の図面等で確認できる範囲である程度まとまりを形成すると判断した場合は面積基準を満たすものとして取り扱うものとする。
 - (3) ガイドラインⅡの1に規定する「団地化の取扱い」については、近い将来団地化することが確実であると市町村又は農業委員会で認める場合にあっては対象とするものとする。
 - (4) ガイドラインⅡの2の(3)に規定する市町村及び農業委員会の意見を聴いて実施する場合の参考様式については、公社が特に必要と認める場合に限り提出を求めるものとする。
 - (5) 公社は、(1)～(4)にも合致せず、管理権の取得及び貸付けを拒むことで、地域における農用地等の維持・発展及び地域内の農業者の農業経営に支障を来すことがないように市町村及び農業委員会と十分協議したうえで、実施にあたっては慎重に判断するものとする。
 - (6) その他規程、ガイドライン及び本基準で規定する団地化要件に照らし合わせても、なお判断できない場合にあっては、島根県(以下「県」という。)の意見を聴いて公社で判断するものとする。
 - (7) 面積基準における経過措置については次に掲げるとおりとする。
 - ① 本基準の制定日以後で、かつ令和7年3月31日(この間に地域計画が策定された場合は、その公告日前日まで)までにおいては、(1)の促進計画は、農用地利用集積計画に読み替えて適用できるものとする。

